

令和元年度後期分授業料免除の申請について（連大用）

令和元年度（2019年度）後期分授業料免除の申請を以下のとおり受け付けますので、申請希望者は内容をよく確認して手続きしてください。

※授業料免除は、前期に申請をした場合も後期の申請が必要です。

※指定期間内に、各手続きを行わない者の申請は受け付けません。

1. 対象者（詳細な選考基準はホームページ参照）

鳥取大学のホームページ (<https://www.tottori-u.ac.jp/>) → 在学生の方へ
→ 授業料免除・入学料免除等

- (1) 経済的理由により授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 2019年4月以降において、本人の学資を主として負担している者（学資負担者）が死亡したことにより、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

※ 特別な理由なく修業年限を超えている場合や前年度と同一学年にとどまっている場合は出願できません。特別な理由がある場合は、通常の申請書のほかに「副申書」が必要です。大学窓口に申し出て入手し、条件等を確認したうえで、提出してください。

2. 手続方法

(A) 通常の申請	(A), (B) どちらの方法で申請してください。	対象者：前期に免除申請をしていない方、私費外国人留学生 ホームページから必要な申請用紙（PDF形式）を印刷し、注意事項等をよく読み、申請に必要な書類と併せて準備してください。（申請用紙は、大学窓口でも配布します。）
(B) 継続申請	下記提出日に間に合うよう、各自準備してください。	対象者：前期に免除申請をした方 「授業料免除継続申請申出書（様式14）」、「継続申請チェックシート」等を提出してください。提出場所は下記のとおりです。 （前期申請時から家計状況等に変更がある場合等は、変更点を証明する書類を添付） 詳細はホームページを参照してください。
申請書類提出日	9月17日（火）まで （郵送の場合は必着）	○大学窓口へ提出の場合（平日9時～17時受付） ・鳥取大学所属学生：鳥取大学学生部学生生活課奨学係窓口 ・島根大学所属学生：島根大学学生支援課奨学支援グループ窓口 ・山口大学所属学生：山口大学農学部学務係窓口 ○郵送の場合・・・鳥取大学学生部学生生活課奨学係 宛 ※郵送の際は、書留、又は簡易書留で送付してください。普通郵便で送られた場合、未着等にかかる責任は負いかねます。 ※書類不備等の場合、鳥取大学から連絡をします。平日の日中に連絡のとれる連絡先を申請書に必ず記入してください。 ※鳥取大学窓口へ提出の場合、 8月25日（日）まで に学務支援システムにログインし、予約のうえ、9月19（木）、20日（金）、25日（火）～27日（金）に提出することもできます。
結果の確認	12月下旬～1月上旬予定	指導教員経由で通知文が届きますので、結果を確認してください。
授業料支払	1月下旬予定	免除結果が不許可または半額免除の場合は、1月下旬に授業料支払いとなります。

<授業料免除に関する問い合わせ先>

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地

鳥取大学 学生部 学生生活課 奨学係

TEL：0857-31-6776・5059

FAX：0857-31-6799

Mail：st-syougaku@adm.tottori-u.ac.jp